

新型コロナウイルス感染症の対応について

保護者の皆様におかれましては、平素より本市教育行政並びに本市小中学校の教育活動について、またこの間の新型コロナウイルス感染症防止対策に関してご理解ご協力いただき、あらためて感謝申し上げます。

さて、本市小中学校の児童生徒や教職員等感染者が発生した場合等の対応について、下記のとおり改めてお知らせいたしますので、ご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

き記

(1) 新型コロナウイルス感染症が疑われる場合

ア お子様や同居のご家族で発熱が続いているなど、体調不良等の情報がある場合、また、PCR検査を受検することになった場合は、すぐに学校に連絡していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

イ 休日等、学校に連絡がつかない場合は市役所宿直（06-6902-1231）にお電話下さい。宿直より各学校に連絡します。必要に応じて学校より連絡させていただきますので、連絡のつく電話番号をお伝えいただきますようお願いいたします。

(2) 児童生徒または教職員等に感染者が発生した場合

ア 当該学校は原則翌日より3日間臨時休校とします。

※ 臨時休校中の給食費については、インフルエンザ等の感染症による学級閉鎖や自然災害等による臨時休校の際の給食費の取扱いと同様、返金の対象とはなりません。ただし、食材費等の発注が取り消しできた場合については、年度末に調整させていただきます。

イ 臨時休校期間の延長については、感染者の学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を保健所等の関係機関と確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、その必要性について判断いたします。

ウ 感染者が判明した当日について、児童生徒が在籍している場合は、すみやかに下校させる場合がありますので、ご対応よろしくお願い致します。

エ 当該児童生徒または教職員等は、入院または自宅療養等により治癒するまでは、病院または自宅待機とし、当該児童生徒はその間出席停止となります。

(3) 児童生徒または教職員等が保健所より濃厚接触者と特定された場合

当該児童生徒または教職員等は最後に感染者と濃厚接触をした日の翌日から起算して14日間自宅待機とします。当該児童生徒はその間出席停止となります。

※ 新型^{しんがた}コロナウイルス^{かんせんしやう}感染症^{ようせいしや}の陽性者^{のうこうせつしやくしや}の濃厚^{けんさ}接触者^{じゆけん}としてPCR検査を受検された^{ばあい}場合^{けんさりよう}の検査料^{ほけんてきよう}は、保険適用^{こうひ}となり、公費^{まかな}で賄^{しよさいしんりようとう}われます。ただし、初再診料等は自己負担^{じこふたん}となります。

(4) 児童生徒^{じどうせいと}の同居者^{どうきよしや}が保健所^{ほけんじよ}より濃厚^{のうこうせつしやくしや}接触者^{とくてい}と特定^{ばあい}された場合^{かんせん} 感染^{かのうせい}の可能性^{たか}が高^{ほごしやとう}まっていると保護者等^もからの申し出^でにより合理的^{こうりてき}な理由^{りゆう}があると校長^{こうちやう}が判断^{ほんだん}した場合は、出席停止^{ばあい}とします。

※ 給食調理員^{きゆうしやくちやうりいん}に感染者^{かんせんしや}が発生^{はっせい}した場合は、当該校^{ばあい}の給食調理員^{とうがいこう}全員^{きゆうしやくちやうりいんぜんいん}が濃厚^{のうこうせつしやくしや}接触者^{とくてい}に特定^{ばあい}され14日間^{かかんしゆっきん}出勤^{かのうせい}できなくなる可能性^{ばあいいんじきゆうこうあ}があります。その場合^{いっしゅうかんていど}臨時休校^{ぎゆうにゆうとう}明けより一週間^{かんいきゆうしやく}程度^{たいお}、パン・牛乳^{ぎゆうにゆうとう}等の簡易給食^{かんいきゆうしやく}での対応^{たいお}となります。

※ 濃厚^{のうこうせつしやくしやとう}接触者等^{かいとう}に該当^{かた}する方^{れんらく}への連絡^{じっし}を実施^{ほけんじよ}するにあたり、保健所^{がっこう}から学校^{たい}に対して、対象者^{たいしやうしや}の連絡先^{れんらくさき}などの個人情報^{こじんじやうほう}を求め^{もと}られる場合^{ばあい}があります。その際^{さい}は、学校^{がっこう}から保健所^{ほけんじよ}に提供^{ていきやう}することがありますので、ご了承^{りやうしやう}くださいますようお願い^{ねが}いたします。